

【地方行政・警察委員会】

地行警察

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議2件）、衆議院地方行政委員会提出2件及び衆議院議員提出3件の合計9件であり、そのうち内閣提出4件（うち本院先議2件）、衆議院地方行政委員会提出2件及び衆議院議員提出2件を可決した。また本委員会提出の法律案が1件提出されている。

なお、**公職選挙法の一部を改正する法律案**（第145回国会衆第26号）については、1月28日に本委員会に付託されたが、2月2日本会議における中間報告の後、本会議において直ちに可決された。

また、本委員会付託の請願5種類15件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（第145回国会衆第26号）は、衆議院議員の定数を500人から480人とし、そのうち比例代表選出議員を200人から180人とするとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区における議員数を、北海道9人から8人に、東北16人から14人に、北関東21人から20人に、南関東23人から21人に、東京都19人から17人に、北陸信越13人から11人に、東海23人から21人に、近畿33人から30人に、中国13人から11人に、四国7人から6人に、九州23人から21人にそれぞれ改めるものである。なお、衆議院において衆議院議員の定数、そのうちの比例代表選出議員数及び比例代表選出議員の各選挙区における議員数について修正が行われている。

本法律案は、1月28日に本委員会に付託されたが、2月2日本会議において、中間報告を求める動議が可決され、中間報告の後、本会議において直ちに審議することの動議が可決され、本案は多数をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置等、非課税等特例措置の整理合理化等の措置を講じようとするものである。

地方交付税法の一部を改正する法律案は、平成12年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、後年度法定加算額の特例の改正、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費等の財源を措置するため、地方交付税の単位費用の改正等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、外形標準課税の導入問題、固定資産税の負担水準の在り方、大都市圏における財源拡充の必要性、地方債の格付け問題、今後の公債費負担軽減策、統合補助金の拡充強化、交付税特別会計借入金金の償還見通し、交付税算定と市町村合併の関係等の質疑が行われた。質疑終局後、両案への討論の後、両案とも多数をもって可決された。なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対して、4項目の附帯決議が付されている。

過疎地域自立促進特別措置法案は、平成12年3月31日をもって効力を失う過疎地域活性化特別措置法に代わり、過疎地域の要件の設定、過疎地域活性化計画の策定及び財政上の特別措置を講ずるとともに、本法律の有効期限を平成12年4月1日から平成22年3月31日までの10年間とするものである。

委員会においては、新法の適用対象外とされる団体に対する経過措置等について質疑が行われ、質疑終局後、全会一致をもって可決された。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案は、地方公共団体が、公民の適切な連携協力により効率的かつ効果的に諸施策の推進を図る観点から、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度を整備しようとするものである。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案は、地方公共団体が設置する公設試験研究機関において研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の勤務条件の特例を定めようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、公益法人等への人的援助の考え方、公益法人と営利法人への派遣制度の考え方の違い、開発型第三セクターの公共性、再採用を拒否された場合の取扱い、任期付研究員の任期満了後の処遇、任期付研究員業務手当の取扱い、残された地方公務員法制の改革すべき事項等の質疑が行われた。質疑終局後、両案への討論の後、いずれも多数をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）は、衆議院議員の再選挙及び補欠選挙を原則として年2回に統一して行うこと、衆議院小選挙区選出議員たることを辞した者等はその辞職により生じた欠員について行われる補欠選挙の候補者となることができないこと、衆議院小選挙区選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の比例代表選挙における当選を排除すること、選挙運動に従事する者のうち専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給することができること、政党その他の政治活動を行う団体の選挙における政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用について規制を設けようとするものである。なお、衆議院において、衆議院小選挙区選挙において重複立候補者の比例代表選挙における当選を排除する基準を法定得票数（有効投票総数の6分の1）から供託物没収点（有効投票総数の10分の1）とする修正が行われている。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙において選出された議員が、当該選出された選挙において名簿登載者であった名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となった場合に、これを退職者とする制度を設けるとともに、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人が、その選挙期日以後に名簿登載者であった名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となった場合に、その当選を失わせる制度を設けようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、選挙時における政治活動に対する規制の在り方、再選挙・補欠選挙の期日統一の意義、小選挙区において供託物没収点に達しない得票者の比例代表での当選の排除の妥当性等の質疑が行われた。質疑終局後、松村理事（自保）から、参議院議員の再選挙及び補欠選挙を原則として年2回に統一して行うこととするほか、参議院選挙区選出議員たることを辞した者等はその辞職により生じた欠員につい

て行われる補欠選挙の候補者となることができないこととする修正案が提出され、公職選挙法の一部を改正する法律案及び修正案に対する討論の後、公職選挙法の一部を改正する法律案及び修正案は多数をもって修正可決され、国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

ストーカー行為等の規制等に関する法律案は、ストーカー行為等に対して必要な規制を行うなどにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、併せて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とし、つきまとい等及びストーカー行為を規制対象とし、つきまとい等に対する規制、ストーカー行為をした者等に対し罰則を科すこととするほか、被害者等に対する警察本部長及び警察署長の援助等を定めようとするものである。なお、ストーカー行為等の規制、相手方への援助等の制度は、施行後5年を目途に、施行状況を勘案し検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとしている。

本法律案は、5月16日、本委員会において全会一致をもって起草され、提出されるにいたった。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の活性化のため、国会に対する議会の意見書の提出、条例による会派又は議員に対する政務調査費の交付及びその収支報告書の議長への提出、人口段階別による常任委員会数の制限廃止の措置を行おうとするものである。

委員会においては、採決の結果、全会一致をもって可決された。

〔決議〕

本委員会において、3月21日、累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約することとならぬよう、地方の一般財源の充実強化によりその健全化を図り、特に課税自主権を尊重しつつ、地方税の拡充強化に努めること等7項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月9日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、保利国務大臣から所信を聴取し、平成12年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について政府参考人から、並びに平成12年度海上保安庁業務概況及び関係予算について鈴木運輸政務次官からそれぞれ説明を聴取し、同14日、保利国務大臣の所信及び海上保安庁業務概況について質疑を行った。

3月15日、平成12年度地方財政計画について保利自治大臣及び政府参考人から説明を聴取した。

同日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度自治省、警察庁及び海上保安庁等関係予算の審査を行い、交付金特別会計借入金の償還目途、東京都が打ち出した外形標準課税への自治大臣の見解、法定外目的税及び法定外普通税活用への見通し、財政投融资改革と地方団体の資金調達、市町村合併の今後の見通し、在外選挙制度施行への取組、国家公安委員会委員長の専任化への見解、警察の監察制度改革、警察不祥事における懲戒審査委員会設置の可否、警察活動の透明性、不審船事案への対応等の質疑を行った。

また、5月18日、警察制度の改革、警察職員の処遇等、交通事故発生時における警察の対応、犯罪捜査上の通訳体制整備、薬物事犯の現状、政治資金制度等について保利国務大

臣、平林自治政務次官、橘自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について保利国務大臣から所信を聴いた。
- 平成12年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府参考人から説明を聴いた。
- 平成12年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件について鈴木運輸政務次官から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成12年度海上保安庁業務概況に関する件について保利国務大臣、平林自治政務次官、橘自治政務次官、細田通商産業政務次官、大野大蔵政務次官、松谷内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度の地方財政計画に関する件について保利自治大臣から概要説明を聴いた後、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）
以上両案について保利自治大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（警察庁）、運輸省所管（海上保安庁）、自治省所管、内閣府所管（警察庁）、総務省所管（消防庁）、国土交通省所管（海上保安庁）及び公営企業金融公庫）について保利国務大臣、橘自治政務次官、大野大蔵政務次官、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について保利国務大臣、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月21日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について保利国務大臣、大野大蔵政務次官、平林自治政務次官、橘自治政務次官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- （閣法第15号） 賛成会派 自民、明改、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民
- （閣法第16号） 賛成会派 自民、明改、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民

なお、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

○平成12年3月23日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 過疎地域自立促進特別措置法案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長斉藤斗志二君から趣旨説明を聴き、同君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- （衆第5号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成12年3月28日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案（閣法第79号）
 - 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案（閣法第80号）
- 以上両案について保利自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月30日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案（閣法第79号）

○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案（閣法第80号）

以上両案について保利自治大臣、橘自治政務次官、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第79号） 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、参院

反対会派 共産

（閣法第80号） 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、参院

反対会派 共産

○平成12年4月27日（木）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木宗男君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員鈴木宗男君から趣旨説明を聴き、

以上両案について発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木宗男君、同遠藤和良君、同堀込征雄君、発議者衆議院議員中谷元君、保利自治大臣、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行い、

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について討論の後、修正議決し、

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第12号） 賛成会派 自保、民主、明改、参ク

反対会派 共産、社民

（衆第13号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

○平成12年5月16日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律案の草案について提案者松村龍二君から説明を聴き、同君、保利国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成12年5月18日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察制度の改革に関する件、警察職員の処遇等に関する件、交通事故発生時における警察の対応に関する件、犯罪捜査上の通訳体制整備に関する件、少年犯罪の現況に関する件、薬物事犯の現状に関する件、政治資金制度に関する件等について保利国務大臣、橘自治政務次官、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月23日（火）（第12回）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長齊藤斗志二君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第30号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(1) 固定資産税及び都市計画税

- ① 宅地等に係る平成12年度から平成14年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、前年度課税標準額と当該年度の評価額に対する割合（以下「負担水準」という。）に応じてなだらかな負担調整措置を講ずる。
- ② 負担水準の高い宅地等に係る固定資産税の額について、引下げ又は据置の措置を講ずる。
- ③ 宅地評価土地のうち地価の著しく下落したものに係る固定資産税の額について、その税額を据え置く。
- ④ 新築住宅及び特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限を平成14年3月31日まで延長する。

(2) 不動産取得税

宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置を平成14年12月31日まで延長する。

(3) 個人住民税

- ① 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の対象となる特定中小会社の特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得した個人が、当該会社の株式の上場等の日において3年を超えて所有していた特定株式を上場等の日以後1年以内に譲渡した場合には、一定の要件の下で、株式譲渡益を2分の1とする特例を創設する。
- ② 平成12年度分以後の個人住民税所得割の非課税限度額を引き上げる。

(4) 自動車取得税

平成13年排出ガス規制に適合した自動車に係る税率を軽減する。

(5) 国民健康保険税

国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を設定する。

(6) 非課税等特別措置の整理合理化

鉾山保安センターに係る固定資産税の非課税措置の廃止等、非課税等特別措置の整理合理化を行う。

2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

平成13年度から平成15年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずる。

3 中央省庁等改革関係法施行法に関する事項

中央省庁等の改革に伴う国家公務員共済組合の再編により、内閣共済組合等が旧総理府共済組合等から承継する不動産又は自動車に係る不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税の非課税措置を講ずる。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。
 - 2 法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、景気の動向、中小法人の取扱い及び急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期に全国一律導入の実現を図ること。
 - 3 固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ制度の整備充実を図ること。また、平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置について、納税者の理解が得られるよう周知徹底を図ること。
 - 4 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
- 右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(1) 平成12年度分の地方交付税の総額の特例

平成12年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（法定5税に係る地方交付税額）に、平成12年度における加算額7,500億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金8兆881億円及び交付税特別会計における剰余金1,300億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利息支払額8,279億円を控除した額とする。

(2) 平成13年度以降の各年度分の地方交付税の総額の特例

- ① 平成12年度の交付税特別会計借入金のうち、3兆2,446億円（通常収支不足対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計へ繰り入れる。
- ② 平成12年度の交付税特別会計借入金のうち、7,994億円（恒久的な減税対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計に繰り入れる。
- ③ 平成13年度から平成27年度までの地方交付税の総額について、5,354億円を加算する。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 単位費用の改定

地方団体の必要とする行政経費の財源を措置するため、平成12年度の普通交付税の算定に当たり、基準財政需要額の算定の基礎となる単位費用の額を改定する。

(2) 単位費用・測定単位の新設等

- ① 算定方法の簡明化を図るため、基準財政需要額の算定に係る経費の種類として、「補正予算償還費」及び「公共事業等臨時特例償還費」を設けるとともに、「公園費」において新たに測定単位を設ける。
- ② 合併市町村の建設のための事業費の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「合併特例償還費」を設ける。

3 施行日

本法律は、公布の日から施行する。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案（閣法第79号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 職員派遣

(1) 職員の派遣

任命権者が、民法第34条の規定により設立された法人、特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの及び地方6団体のうち、その業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図るため人的援助が必要であるものとして条例で定めるものの業務に専ら従事させるため、職員の同意を得て、当該職員を派遣すること。

(2) 職員派遣の期間

職員派遣の期間は、3年を超えることができないこととするが、任命権者が特に必要と認めた場合には、職員派遣をした日から引き続き5年を超えない範囲で、延長す

ることができるものとする。

(3) 派遣職員の職務への復帰

派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(4) 派遣職員の給与

① 派遣職員には、その派遣期間中、給与を支給しないものとする。

② 派遣職員が派遣先団体において、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同で行う業務等に従事する場合等には、地方公共団体は、条例で定めるところにより、給与を支給することができるものとする。

(5) 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法の特例

地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定は、派遣職員には適用しないこと。

(6) 派遣職員の復帰時等における処遇

地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合等における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならないこと。

2 退職派遣

(1) 特定法人の業務に従事するために退職した者の採用

任命権者が、当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進等に寄与するとともに、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図るため人的援助が必要であるものとして条例で定めるもの（以下「特定法人」という。）の業務に専ら従事させるため、職員に退職を要請し、これに応じて退職した職員（以下「退職派遣者」という。）を当該業務に従事させるものとする。

また、退職派遣者が、特定法人に在職した後、その業務に従事すべき期間が満了した場合等には、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者は、退職派遣者を職員として採用するものとする。

(2) 退職派遣の期間

退職派遣者が、派遣先法人の業務に従事すべき期間は、3年を超えない範囲で定めるものとする。

(3) 退職派遣者の地方公務員等共済組合法の特例

退職派遣者が、派遣先特定法人の業務に従事する期間は、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用することとする。

(4) 退職派遣者の採用時における処遇

地方公共団体は、退職派遣者が(1)により職員として採用された場合等における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならないこと。

3 施行期日

(1) この法律は、平成14年4月1日から施行する。ただし、2及び3の(2)については、同年3月31日から施行する。

(2) 2は、平成14年3月31日以後に2の(1)の任命権者の要請に応じて退職した者につい

て適用する。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案（閣法第80号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進することが公設試験研究機関における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の裁量による勤務に関する事項について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公設試験研究機関における任期を定めた採用

(1) 任命権者は、次に掲げる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができること。

① 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

② 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この規定によりかつて当該地方公共団体の職員として任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(2) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)の①により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならないこと。

(3) 任命権者は、1の②により任期を定めた採用を行う場合には、採用計画に基づいて行わなければならないこと。

(4) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(3)の採用計画を作成しようとするときは、人事委員会に協議しなければならないこと。

2 任期付研究員の任期

(1) 1の(1)の①における任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定めること。ただし、特に5年を超える任期を定める必要があると認める場合には、7年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、10年）を超えない範囲内で任期を定めることができること。

(2) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)のただし書により任期を定める場合には、人事委員会の承認を得なければならないこと。

(3) 1の(1)の②における任期は、3年を超えない範囲内で任命権者が定めること。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合（人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。）には、5年を超えない範囲内で任期を定めることができること。

(4) 任命権者は、(1)又は(3)により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこと。

(5) 任命権者は、条例で定めるところにより、1の(1)の①により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の任期が5年に満たない場合にあって

ては採用した日から5年、1の(1)の②により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）の任期が3年に満たない場合（(3)のただし書により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち(3)のただし書により任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができること。

3 第1号任期付研究員の裁量による勤務

第1号任期付研究員については、裁量による勤務ができることとするとともに、必要な読替えを定めること。

4 任期付研究員業績手当

地方公共団体は、条例で、任期付研究員業績手当を支給することができるものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律案（参第16号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 つきまとい等及びストーカー行為の定義

つきまとい等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し、つきまとい、交際の要求、無言電話、名誉又は性的羞恥心を害する事項を告げること等の行為をすることをいうものとする。

また、ストーカー行為とは、同一の者に対し、一定のつきまとい等を反復してすることをいうものとする。

2 つきまとい等の規制

(1) 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないものとする。

(2) 警察本部長及び警察署長は、つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、更に当該つきまとい等が反復して行われるおそれがあると認めるときは、当該つきまとい等を行った者に対し、更に反復して当該つきまとい等をしてはならない旨を警告することができることとする。

(3) 都道府県公安委員会は、当該警告を受けた者がその警告に従わない場合において、更に当該警告に係るつきまとい等が反復して行われるおそれがあると認めるときは、当該警告を受けた者に対し、更に反復して当該警告に係るつきまとい等をしてはならない旨等を命ずることができることとする。

なお、都道府県公安委員会は、禁止命令等をしようとするときは、聴聞を行わなければならないこととする。

(4) 警察本部長等は、つきまとい、待ち伏せ、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張り、又は住居等に押し掛ける行為に係る申出を受けた場合において、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉に対する危害又は行動の自由に対する著しい危害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、その行為者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができることとする。

3 警察本部長等の援助等

警察本部長等が、ストーカー行為等の被害者が自ら被害防止措置を講ずることを助けるため、被害者からの申出に応じて、ストーカー行為等による被害を防止するための措置を教示する等の援助を行うこととするほか、警察本部長等がストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4 国、地方公共団体、関係事業者等の支援

国、地方公共団体については、ストーカー行為等を防止するための広報啓発活動、被害者への支援等に努めなければならないものとする。また、ストーカー行為等にそのサービスを利用される関係事業者が、ストーカー行為等の防止措置を講ずるよう努めるものとする。

5 罰則

- (1) ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。なお、この罪は、告訴がなければ公訴を提起することができないものとする。
- (2) 都道府県公安委員会の禁止命令等に違反してストーカー行為をした者等は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとする。
- (3) 都道府県公安委員会の行う禁止命令等に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとする。

6 適用上の注意

この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならないこととする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとする。
- (2) また、ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

過疎地域自立促進特別措置法案（衆第5号）

【要 旨】

本法律案は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

1 過疎地域の指定要件

次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を「過疎地域」とし、内閣総理大臣は、当該市町村を公示するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。

ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。

ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。

(2) 平成8年度から平成10年度までの平均財政力指数が0.42以下であること。

2 過疎地域自立促進計画

過疎地域自立促進対策を総合的かつ計画的に検討するため、都道府県が内閣総理大臣と協議して定める過疎地域自立促進方針に基づき、市町村及び都道府県はそれぞれ過疎地域自立促進計画を策定し、相互に緊密な連携により過疎地域自立促進対策事業を実施していくこと。

3 過疎地域自立促進のための特別措置

(1) 過疎地域自立促進のため、国の負担又は補助の割合の特例、過疎対策事業債の発行、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備事業等の特別措置を引き続き講ずること。

(2) 過疎対策事業債の対象事業に、新たに高齢者の保健の向上又は増進を図るための施設、地域文化の振興等を図るための施設を追加するとともに、過疎地域における製造業、旅館業を中心とした税制上の特例等の特別措置の対象に、ソフトウェア事業を追加すること。

4 過疎地域の追加

平成8年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、35年間人口減少率、平均財政力指数等が1の過疎地域の要件に該当する場合には、過疎地域の市町村としてこの法律の規定を適用するものとする。

5 合併団体の特例

過疎地域の市町村を含む合併により設置された市町村等のうち、当該市町村が過疎地域とならないものについては、当該合併が行われた日から、当該合併が行われた日の前

日において過疎地域であった地域を過疎地域とみなして、この法律を適用するものとする。

6 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行し、平成22年3月31日限り、その効力を失うものとする。

7 経過措置

現行の過疎地域活性化特別措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村のうち、1の(1)又は(2)に該当しないものについては、平成12年度から平成16年度までの間に限り、過疎対策事業債の発行、都道府県による代行整備事業、国庫補助負担率のかさ上げ措置を継続する措置を講ずるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の期日

(1) 衆議院議員の再選挙（法定得票数に達した候補者がなかったことによる再選挙及び選挙の無効による再選挙を除く。以下「統一対象再選挙」という。）又は補欠選挙は、選挙を行うべき事由が、9月16日から翌年の3月15日まで（以下「第1期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の4月の第4日曜日に、3月16日からその年の9月15日まで（以下「第2期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の10月の第4日曜日にを行うものとする。

(2) 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、参議院議員の任期が終わる年において、選挙を行うべき事由が、第2期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の54日前の日（その日後に国会が開会されていた場合は、通常選挙の期日の公示日直前の国会閉会の日）までに生じたものについては、通常選挙の期日に行うものとする。

(3) 衆議院議員の再選挙（統一対象再選挙を除く。）は、選挙を行うべき事由が、当該議員の任期が終わる前6月以内に生じたものについては行わず、衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、選挙を行うべき事由が、当該議員の任期が終わる日の6月前の日が属する第1期間又は第2期間の初日以後に生じたものについては行わないものとする。

2 衆議院小選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限

衆議院小選挙区選出議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者は、当該欠員について行われる補欠選挙における候補者となることができないものとする。

3 衆議院小選挙区選出議員の選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の排除

衆議院比例代表選出議員の選挙において、同時に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙において供託物没収点（有効投票総数の10分の1）に達しなかった衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は衆議院名簿に記載されていないものとみなして、当選人を決定するものとする。

4 専ら手話通訳のために使用する者に対する報酬の支給

参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者のうち、専ら手話通訳のために使用する者について、政令等で定める額の報酬を支給することができるものとする。

5 書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用の規制

政党その他政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用については、選挙運動期間中は、確認団体による一定の制限の範囲内の使用を除き、これを行うことができないものとする。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、4及び5に係る規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

1 参議院議員の再選挙及び補欠選挙の期日の統一

- (1) 参議院議員の再選挙（選挙の無効による再選挙及び法定得票数に達した候補者がなかったことによる再選挙を除く。以下「統一対象再選挙」という。）及び補欠選挙について、衆議院議員と同様に、選挙を行うべき事由が9月16日から翌年の3月15日まで（以下「第1期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の4月の第4日曜日に、3月16日から9月15日まで（以下「第2期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の10月の第4日曜日にを行うものとする。
- (2) 在任期間を異にする参議院議員の任期が満了する年において、第2期間の初日から通常選挙の期日の公示がなされるまでに選挙を行うべき事由が生じたものについては、当該通常選挙の期日に合併して行うものとする。
- (3) 統一対象外再選挙（統一対象再選挙以外の再選挙をいう。）が行われるときは、選挙を行うべき事由が生じている統一対象再選挙及び補欠選挙で当該統一対象外再選挙と合併して行うべきものについては、当該統一対象外再選挙の期日に合併して行うものとする。
- (4) 選挙を行うべき事由が、その任期が終わる日の6月前の日が属する第1期間又は第2期間の初日以後に生じたものについては、衆議院議員の場合と同様に、行わないものとする。

2 参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限

衆議院小選挙区選出議員と同様に、参議院選挙区選出議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者は、当該欠員について行われる補欠選挙（通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を除く。）における候補者となることができないものとする。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の所属政党等の移動による議員の退職

- (1) 衆議院の比例代表選出議員は、議員となった日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等以外の当該選挙における衆議院名簿届出政党等（当該議員が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等（合併又は分割が行われた場合の合併、分割後の政党等を含む。）を含む2以上の政党等の合併により当該合併後に存続するものを除く。）に所属する者となったときは、退職者となるものとする。
- (2) 参議院の比例代表選出議員についても、(1)と同様の措置をとるものとする。
- 2 衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動による当選人の失格
 - (1) 衆議院の比例代表選出議員の選挙における当選人は、その選挙の期日以後において、当該当選人が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等以外の当該選挙における衆議院名簿届出政党等（当該当選人が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等（合併又は分割が行われた場合の合併、分割後の政党等を含む。）を含む2以上の政党等の合併により当該合併後に存続するものを除く。）に所属する者となったときは、当選を失うものとする。
 - (2) 参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人についても、(1)と同様の措置をとるものとする。
- 3 施行期日等
 - (1) この法律は、公布の日から施行するものとする。
 - (2) 改正後の国会法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される総選挙又は当該総選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される衆議院の比例代表選出議員及び施行日以後その期日を公示される通常選挙又は当該通常選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される参議院の比例代表選出議員について適用する。
 - (3) 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙について、参議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用する。

地方自治法の一部を改正する法律案（衆第30号）

【要 旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の活性化のため、国会に対する議会の意見書の提出、条例による会派又は議員に対する政務調査費の交付及び人口段階別の常任委員会の数の制限の廃止の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国会に対する地方議会の意見書の提出

地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を、関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができるものとする。

2 条例による政務調査費の交付

- (1) 地方公共団体は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することが

できるものとする。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。

(2) (1)の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

3 常任委員会の数の制限の廃止

地方公共団体の議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、2に係る部分は、平成13年4月1日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第145回国会衆第26号）

【要 旨】

本法律案は、衆議院議員の定数について、比例代表選出議員の1割に当たる20人を削減する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 衆議院議員の定数は、480人（現行500人）とし、そのうち、180人を比例代表選出議員（現行200人）とすること。

2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとすること。

北海道	8人（現行 9人）
東北	14人（現行 16人）
北関東	20人（現行 21人）
南関東	21人（現行 23人）
東京都	17人（現行 19人）
北陸信越	11人（現行 13人）
東海	21人（現行 23人）
近畿	30人（現行 33人）
中国	11人（現行 13人）
四国	6人（現行 7人）
九州	21人（現行 23人）

3 この法律は公布の日から施行し、施行後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（４件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※15	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 2. 10 (予備)	12. 3. 21 可附帯決議	12. 3. 22 可決	12. 2. 9 地方行政	12. 2. 29 可附帯決議	12. 2. 29 可決
				○12. 2. 10 参本会議趣旨説明			○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※16	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 4	2. 10 (予備)	3. 21 可決	3. 22 可決	2. 9 地方行政	2. 29 可決	2. 29 可決
				○12. 2. 10 参本会議趣旨説明			○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
79	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案	参	3. 17	3. 23	3. 30 可決	3. 31 可決	4. 4 地方行政	4. 18 可決	4. 20 可決
80	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案	〃	3. 17	3. 24	3. 30 可決	3. 31 可決	4. 4 地方行政	4. 18 可決	4. 20 可決

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
16	ストーカー行為等の規制等に関する法律案	地方行政・警察委員長 和田 洋子君 (12. 5. 16)	12. 5. 16	12. 5. 17			12. 5. 17 可決	12. 5. 16 (予備) 地方行政	12. 5. 18 可決	12. 5. 18 可決

・衆議院議員提出法律案（５件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	過疎地域自立促進特別措置法案	地方行政委員長 斉藤 斗志二君 (12. 3. 14)	12. 3. 15	12. 3. 16	12. 3. 21	12. 3. 23 可決	12. 3. 24 可決			12. 3. 16 可決
12	公職選挙法の一部を改正する法律案	鈴木 宗男君 外7名 (12. 3. 24)	3. 27	4. 18	4. 25	4. 27 修正	4. 28 修正	12. 4. 10 倫理選挙特委	12. 4. 14 修正	4. 18 修正
					○12. 4. 28 衆へ回付			○12. 5. 9 衆同意		
13	国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案	鈴木 宗男君 外7名 (12. 3. 24)	3. 27	4. 18	4. 25	4. 27 可決	4. 28 可決	4. 10 倫理選挙特委	4. 14 可決	4. 18 可決

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 送付月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
30	地方自治法の一部を改正 する法律案	地方行政委員長 斉藤 斗志二君 (12. 5. 18)	5. 18	5. 18	5. 22	5. 23 可 決	5. 24 可 決			5. 18 可 決
145 ／ 26	公職選挙法の一部を改正 する法律案	衛藤 征士郎君 外3名 (11. 6. 23)		1. 27	1. 28		2. 2 可 決	1. 20 倫理選挙 特 委	1. 26 修 正	1. 27 修 正
○12. 2. 2 参本会議中間報告										

(5) 委員会決議

——地方財政の拡充強化に関する決議——

現下の極めて厳しい地方財政の状況及び実行の段階を迎えた地方分権の推進にかんがみ、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金残高が、諸施策の実施を制約するなど地方団体の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の拡充強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

特に、分権改革の一段の進展を図り、地方団体の自主性・自立性を高めるため、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた税体系を早急に構築し、地方税の拡充強化に努めること。

- 2 地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に則り、財源不足を解消するための抜本的な方策を講ずること。また、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

- 3 地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。

- 4 少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

特に、平成12年度から実施される介護保険制度については、円滑な制度実施と安定的な財政運営が確保されるよう、地方団体の意見を尊重しつつ、実施状況に的確に対応した適切かつ十分な財政措置を講ずること。

- 5 地方行財政の自主性・自立性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。なお、整理合理化に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担転嫁とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。また、今後とも、統合補助金の拡充を図るとともに、国の関与を最小限とし、地方団体の裁量的な施行を可能とするための方策を検討すること。

- 6 財政の対応力が低下している地方団体の公債費負担の軽減を図るため、引き続き適切な措置を講ずること。

- 7 地方分権推進法の期限が本年7月に到来することにかんがみ、地方分権推進委員会の存続を含め、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の拡充強化等地方分権の更なる進展を図るための体制整備について速やかに検討すること。

右決議する。